

平成 28 年 7 月 27 日

各 位

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長 田中 勝英
東京都中央区日本橋2丁目7番1号

太陽生命、経済産業省より「生産性向上設備等確認書」の発行を受けた 「契約査定の自動化」「告知書のペーパーレス化」を全社で本格稼働

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社（社長 田中勝英）は、「契約査定の自動化」「告知書のペーパーレス化」等について、経済産業省より「生産性向上設備等確認書」の発行を受け、本年6月より本格稼働したことをお知らせいたします。

当社は、お客様満足度の向上と業務の効率化を実現するため、生命保険加入時における契約査定の自動化および告知書のペーパーレス化等について、本年6月より全社で本格稼働いたしました。本件設備投資は、経済産業省より「生産性向上設備等確認書」の発行を受けております。同確認書は、産業競争力強化法等にもとづき「生産性の向上に特に資する設備」であることが確認されたことを証するものであり、これにともない、当社の平成29年3月期決算において生産性向上設備投資促進税制措置（対象設備の取得価額の4%の税額控除）が適用される予定です。

= 「生産性向上設備投資促進税制」の概要 =

質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るため、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置
<税制措置>

○産業競争力強化法施行日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日まで

：即時償却と税額控除※（5%。ただし、建物・構築物は3%）の選択制

○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

：特別償却（50%。ただし、建物・構築物は25%）と

税額控除（4%。ただし、建物・構築物は2%）の選択制

※税額控除5%とは、対象設備の取得価額の5%相当額を当期に支払う法人税額等から控除する（差し引く）ことを指す。ただし、本税制による控除額の上限は、当期の法人税額等の20%。

（経済産業省「生産性向上設備投資促進税制について」より抜粋）

以 上